

共に深く察する者といはなければならぬ。

盜賊は家人

歐陽顥が歙州の知事であつた頃、或る富豪の家に盜賊が入つて土藏を破つてしまつた。その犯人が久しく擧げられないので役人も大に苦心してゐた。

搜しても見
當らぬ理由

顥には見當が付いたから、

『搜索するには及ばないよ』とその富豪の子二人を召捕り、首枷を入れて獄に投じ、これを吟味すると果して罪に伏した。人々は拷問に堪へず詐つて伏罪したものと思つてゐたが、その盗んだ物を皆吐き出したので眞實といふ事が判つた。

一人の弟を殺す

孫長卿が和州の知事であつた頃、弟を人に殺されたと訴へ出た者があつた。

その陳述の様子が疑はしいので、長卿はよく調べて見ると、その者の家は財産があつて、家族は主人の妻子と殺された弟一人だけであつた事が判つた。結局その一人の弟に財産を分けてやるのが惜しくなつて殺したものと察せられたので、訊問すると果してその通りであつた。

鄭克曰く、奸人が情を匿し詐をなす場合には、或はその聲を聴き、或はその顔色を見、或はその陳述を問ひ詰め、或はその事實を索つてその眞相を察し得らるゝ。この四つの材料で感得したところは邪智に長けた者も敵はない。然し奸邪を察する明がなければ、畢竟これ等の材料も役には立てられない。

眞相看破の
四途

詔を誤れる罪

後漢の郭躬は低い地方官であつたのが、中央政府へ召し上せられた。

時に兄弟で人を殺した者が捕へられて、未だ處分されないでゐた。明帝は兄が弟を教訓しなかつたといふ點を咎めて、兄を重刑に處し弟は死を免れさせることに決裁を與へ

詔を誤れる罪

死なでも命を取らる

詔を誤れる罪

一二二

た。中常侍の孫章が、その詔書を読み聽かせる時、誤つて二人共に重刑に處せしむることにしてしまつた。詔勅は誤つて出ても取消したり變更したりすることは出来ない。二人は共に死罪になる外はなかつた。

尙書からは奏問して、孫章が詔勅を違へ傳へたのは、正に腰斬に處すべきものと申し出た。明帝はそれも酷に失するかと考へて、郭躬が法律に明るいことを思ひ、彼を召し入れて解釋を問うた。躬は奉答して、

『孫章が罪は罰金が相當でございます』といつた。帝はこれは又意外に輕いと驚いて、『章は詔を矯めて、殺す必要のない人間を殺した事になる、それに罰金といふ事はあるまいではないか』と不審した。

『いや、法令に故誤と申して、心有りて事を間違へますのは、それは重い曲事でござりまするが、章が命を傳へて誤りましたのは、決して故意にした事ではなく、全く思ひがけなく読み誤つたまで、ござりまするから、決して重き罪には當りませう』

『然し章とあの囚人とは同縣の者だといふ事だから、そこに何か事情が有りはしまいかと思はれぬでもあるまい』

周道砥の如し直きこと矢の如し

『いや周の道は砥の如く平に、矢の如く直く、君子は豫め詐らず、帝王は天に法とると申してあります。刑を行ふには決して裏の裏まで考へて、そこに意圖を加へてはいけません、飽くまでも法に照し理に従はねばいけません』と申立てた。

帝は躬が言を嘉納して、廷尉正に拔擢した。

鄭克曰く、餘りに深く條文を解釋し、法を酷しくし、務めて細かに嚴かに法律を行はんとするのは、皆郭躬の所謂裏の裏まで皮肉に潜り考へて、そこに意を加へるからである。躬が自ら獄を決し刑を斷ずる場合には、常に同情を以て憐む心を失はなかつたと傳へらる。彼の子孫は世々法律に明かで、公に昇つた者が一人、廷尉になつたもの七人、侯になつた者三人、二千石や侍中や郎將となつた者は二十餘人、その他の官に仕へたものが多數であつた。それは郭躬が積善の餘慶である。

積善の家に餘慶あり

故なく任地を去る

陳希亮が開封府の司録であつた時分、青州の趙宇なる者が、元昊は必ず叛を企てると故なく任地を去る

一二三

いふ事を上書した。然しそれは人を惑はすものと見られて、遙かに福州の文學參軍にやられてしまった。

然るに元昊はその翌年、仁宗の景祐元年に果して反を謀つた。(元昊は後遂に大夏帝と稱す) それにつき趙宇は又上書したが、それは受附けられなかつた。彼は不平で堪らず、官を捨て、都へ逃げ歸つてしまった。恣に任地を離れたといふ點で、彼は改めて罪せられることになつた。その時陳希亮は、趙宇が上書を取つて、それを見ると、述べてあるところ皆肯綮かうけいに中つてゐたので、責を加ふるに及ばずとして趙宇を釋放した。

鄭克曰く、その表面の事實を論ずれば、福州に居を命ぜられてゐながら、逃げて都へ歸つたのだから、罪せられるのが當然である。然しその實情を論ずれば、宇が逃げ歸つたのも理由がある。最初が元昊が反することを知つて上書したのを罪せられたので、それが果して反した上は彼の上書は責められない。陳希亮は狀を捨て、情を探る者といはねばならない。

狀を捨て、
情を探る、

喪を詐つて免る

晋の商仲堪しやうちゆうかんは荊州の刺史であつた。桂陽の人で黄欽生くわうきんせいといふ者があつて、その兩親は久しい以前に死歿してゐるのに、世人を詐つて喪服を着、父の喪中だと言つた。

役人は親の死を詐るものとして、彼を死罪に處することにした。その時、商は

『この法は兩親が生存してゐるのに、死んだと詐る場合は適用さるべきで、さういふ者は言語道斷の悖逆はいぎやくで死罪が當然であるが、今の黄の場合は、兩親が死んでゐるのだから、唯虚妄を語るに過ぎない。死には當らない』と論じてその死を宥した。

鄭克曰く、郭躬くわくきゆうが己を推して他を議はかり、狀を捨て、情を探つたのを世に稱讚するが、これは忠恕の心に外ならぬもので、仲堪も亦彼に似てゐる。忠恕の心がなかつたら、黄欽生を死罪に行つたに相違ない。二人の忠恕の心ある裁き方は俗吏の眞似ることも出来ないところである。

忠恕の二字

父を憤死せしむ

唐の竇參とうさんが奉先縣の尉さうふんだつた頃、曹芬兄弟なる者が、酒に酔つてその妹に亂暴をした。父がこれを制止したけれども肯きかなかつたので、父は憤りの餘り井に投じて死んだ。參は兄弟の者を極刑に處することにしたが、兄弟の處刑を父の喪の終るまで待つてもらひたいと、多くの人から願ひ出た。參は子の爲に死んだ父の喪中であるからとて、その子の處刑を延期することは出来ない、早速死刑を執行させてしまつた。

鄭克曰く、唐の制度では縣令に死罪宣告の權があつた。參は縣の尉に過ぎなかつたが、當時縣令の職を攝行してゐた。兄弟の者の爲に父の喪の終るまで處刑延期を願つたのは、その間に要路に賄賂をつかつて、萬一の僥倖を望んだものであつた。參はそれを察して猶豫なく形を執行したのである。

死を免れん
口實

雨除けの争

前漢の時、臨淮りんわいの或男が黄絹を携へて町へ出たのに、俄雨に逢つたのでその地厚な絹を引被つて歩いた。するとこれも同じく雨具の用意のなかつた男が、その絹の下に自分も入れてもらひたいと頼むから、先の男は何氣なく絹の片端をその男に被せてやつた。扱雨さてが止んだので別れようとする、後に雨宿りを頼んだ男が、俄に態度を變じて、この絹は自分の物だと言ひ出した。二人は言ひ争ひながら、時の太守薛宣せつせんに訴へた。太守は二人を呼出し、その絹を眞二つに斷ち切らせ、半分づゝを双方へ與へて退出せしめた。そして密かに二人の跡を追うて様子を捜らせると、一人の男はほく／＼喜んで、『太守さまの下され物だ』と眩つふやき、一人は、『いやはやとんだ災難』と愚痴たら／＼で出て行つた。

二人は又直ちに呼戻された。絹を得て喜んだ男は直ちに罪に墜おとされた。

鄭克曰く、黄覇が二人の女に子を抱かした話と同じ行き方である。薛宣が絹を切つ

得たる者さ
失へるもの

たのも、于仲文が手に傷をつけて見たのも、同じ理窟である。この呼吸は姦邪を選び出すに役に立つものである。

正邪の競走

前秦の苻融が冀州の牧たる時、或る夕暮、一老婆が途中で追剝に逢つた。幸に通りがかつた人があつて、危急を救ひ且つその賊を引捕へた。さうするとその賊が反對に、自分を捕へた者の方を賊だといひ出した。

融は二人をよび出して、

『此處から城の奉陽門まで二人で競走をして見よ、先に着いた方が賊でないことにすると申渡し、二人を走らせて見た。』

その競走に敗けた方の男を引据ゑて、

『犯人はお前だ』と立どころに裁斷した。

融は途中で賊を捕へたといふ事を聞いて、賊よりも通りかゝりの人の方が足が疾かつ

足が遅いか
ら捕はれたか

たに相違ないと考へた。疾足の人に追かけられたから賊が逃げ損じたものと察した。そこで競走させて見て、勝つた方が捕へた人、負けた方が捕はれた人、即ち盜賊であると判斷したのである。

鄭克曰く、これに似た話は、薛顔が江寧府に知事たる時、巡邏兵が眞晝間通行人を却かして、反つて無關係の人を賊として縛つて出した。然し薛はその巡邏兵の顔色を變へてゐるのを見て、即座に、

『お前が盜賊だ』と叱りつけて罪を自白させた事がある。

犯人は牛であつた

五代の南唐の昇元格(法令)に、物を盗んでその價額錢三緡(びん)に上るときは死刑に處すと規定されてゐる。然るに廬陵といふところの富豪が、衣類を日に干して置いて、その新調の服を紛失した。その價は數十千に及ぶものであつた。その地は僻遠の村落で、他から通り掛る人なども無い所だから、是は必ず隣の者が盗んだに違ないといふ譯で、隣人

干した衣を
奪はる

犯人は牛であつた

は酷しく拷問された。痛みに堪へずしてその男は、

『私が盗みました』と恐れ入つてしまつた。然らばその盗んだ物は何うしたかと詰ると、『町へ出て賣り散してしまひました』といふ。それでは行方を捜す事も出来ないの、その男は彌々處刑されることになつたところが、その場になつて頻りに身に覺えの無いことを訴へた。そこで員外郎の蕭儼が再審することになつた。

蕭は齋戒して神に禱り、寃を書く願を立てその郡へ赴いた。當日は天氣晴和であつたのだが、俄に雷雨が起つて、彼の衣を失つた家に落雷がして、一頭の牛が打ち殺された。その牛の腹を解剖して見ると、先に紛失した衣類が出て來た。牛が氣紛れにも干した衣を食つてゐたのである。そして蕭が祈願によつて神明は犯人を現はす手段として牛を雷によつて震死せしめたものであらう。

偵吏と狗と

王蜀の時、蕭懷武といふ者があつて探偵長を務めてゐた。部下に百餘人の探偵があつ

何さしても
自白せぬ犯
罪者

人を信じ得
ざる不安

てその百餘人が又各自に十數人の手先を私に養つてゐた。犯罪を嗅ぎつけるからその手先を狗と稱してゐた。どんな裏店や路次の奥でも、或は馬醫や、居酒屋の主人、乞食、人足、店の小僧といふやうな、種々雑多の階級の中にその狗は散在潜伏してゐた。

民間でウカと口をすべらした言でも、公私の動靜でも、忽ち狗に嗅ぎつけられて報告が集るので、世人は何時如何なる災難を受けるか判らないから、互に疑つて一族友人といへども打解けて信を置くのが恐ろしくなつてしまつた。

この蕭懷武が人を殺した數も夥しいものであつたが、郭崇韜が蜀に入つてから、この蕭が一族を擧げて誅戮してしまつた。奸邪隱匿を察し發かしめる爲に蕭を用ひたのであつたが、その結果は却つて人心を疑はしめ匿くさせる事になつたのである。

自筆か偽筆か

唐の張鷟が河陽の尉であつた時、呂元といふ者が倉庫の役人の瀋忱の偽筆を使つて書類を作り、倉庫の米を盗み出した。馮は無論その書類は知らぬ事とて、自分の筆で無い

自筆か偽筆か

といひ、呂は馮が書いたのだと言ひ張つた。

張は呂が書いた書類を取り寄せて、その中の一字だけを出し、他の全部を隠して呂に見せた、

『この字はお前が書いたのか、他人が書いたのか』と問ふと、呂は謀られるとは知らず、『私が書いたものではありません』と言ひ切つた。張は隠してゐた全文を見せると、それは紛れもない自分の書いたものであつた。

今度は馮が偽筆の書類を取つて、その中の二字だけを同じく見せた。今度は失策しないやうにと呂は考へぬいた末に、

『これは私の書いたものでございます』といつた。その全文を見ると、自分が作つた偽筆の書類であつて。斯うなつては彼も罪に伏する外はなかつた。

鄭克曰く、張は呂が誣告を知つて、彼をして自證せしむる法を取つたのである。果して呂は退引ならぬ證據を自分で列ねてしまつた。

一字を見せ
て鑑定さす

偽證券の失敗

侍郎の郎簡が寶州に知事たる頃、或者が死んでその嗣子の幼少なるに乗じ、娘の聶が舅の偽證券を作つて田地を奪つてゐた者があつた。

その子が成長して義兄の横領を知り、度々訴へ出たけれども要領を得なかつた。遂に朝廷へ訴へた。郎簡がその裁きを命ぜられ、先づ舅の古い手蹟を聶に示して、

『これはお前の妻の父の書に相違ないか』と問うた。

『相違ござりませぬ』と聶は答へた。そこで聶が差出した偽證券を取出して比べると、その文字は全く別人の筆であつた。聶は自分で偽筆を立證したことになつた。

嚴明にすぎて欺かる

包拯が嘉祐の始に開封府の知事となつた。法を執つて阿らず、滿都を畏れしめた人で、

偽證券の失敗

嚴明にすぎて欺かる

忽ち我が罪
を立證す

包が笑つたら黄河の水が澄むとまで稱せられた人であつた。

包は苟も法を犯せば官吏であつても容赦なく杖刑を加へ、それを嚴明だと心得てゐた。或時罪を犯した者があつて、脊を杖で打たるゝことになつたが、下役が賄賂を受けて罪人と相談した。

「府尹(包を指す)が見えたら、きつとお前の裁きを俺に命ぜられる。お前は唯大聲に申譯を呼び立てさへすれば宜しい、さうすると俺はお前と半分づゝ打たれるぐらゐにはしてやる。お前も打たれるが俺も打たれるから」と約束して置いた。

包拯はその罪人を引出して審問が終ると、果して下役に命じて口供を取らせた。罪人は約束の通りに、頻りに辯解を述べ立てた。すると役人は、聲荒らげ、

「脊を打たれて行けば宜いんだ、何を愚圖々々吐かすのだ」と憎くさげに叫び立てた。

これを聞いた包拯は、怪しからぬ亂暴さだ、斯ういふ者が權を弄して空威張りする俗吏だと思つて、直ちにその役人を庭上に引据ゑ、杖で十七だけ打たせた。そして打たるゝ筈の罪人は、餘り役人に怒鳴りつけられたからといふので、特に杖を免された。

包は小役人の横暴を防ぐことをのみ考へて、そこへ附け込んだ小策に賣られたことは

官吏罪の半
を負ふ

氣が附かなかつた。

死人と笑語す

後漢の周紆しゅう字は文通は、召陵侯の相となつてゐたが、餘り嚴明だといふので下役どもに恐れ憚られた。下役どもは遂に彼を手こずらせて、大にその威嚴を墜してやらうと考へはじめた。そこで或處から路傍に死んでゐた人間を運んで來て、その手足を切り落し、ある寺の門に立てゝ置いた。

周は寺に奇怪な屍體があると聞いて、早速出かけていつた。そして何やら頻りに死人と笑ひ語る様子をしてゐた。その間に彼は屍體の口中や眼の中に稻穗のこの芒があるのを見て取つた。そこで密かに城門を守る者を呼んで、

「誰か城外から稻藁いねわらを運び込んだ者を氣付かなかつたか」と問うて見た。

「屬官の誰某が藁を運んでゐました」と門番は答へた。更に今度は侍卒を呼んで、
「俺が死人と話をしてゐたのを、ひどく不審がつてる人はなかつたか」と問ふと、

死人と笑語す

下僚上長を
陥れんことを
謀る

「屬官の誰某があなたの事を頻りに不思議がつておりました」と答へた。二人の答が一致したので、その屬官は直に捕へられた。

鄭克曰く、死人の口や眼に稻の芒を發見したのは證據品を得たので、死人と語る状態したのは犯人の心を騒がして、その行動を見る爲である。正法と譎術とで犯人を看破つたものである。

虚偽は粗漏あり

方偕が御史臺の推直官であつた頃、澧州の脱走兵が、或る富豪を怨んで、彼の家では毎年人を十二人殺して邪神を祀つてゐると申立てた。

その事件は永い間結審とならないでゐた。方偕に詔して調べさせられると、偕はその申立人と呼んで、「毎年十二人を殺すといふのは大變だが、何といふ人々が殺されたか、知つてゐる限り言つて見ろ」と訊いた。

殺された答
の人生存す

その申述べた姓の者を調べて見ると、大抵は未だ生存してゐるのであつた。誣告であることは立どころに明白となつた。

墨蹟隠し難し

宋(南北)の文帝の元嘉二十二年に、孔熙先が徐湛之、許耀、謝綜、范曄など、謀つて彭城王義康を擁立しようとした事があつた。その時、湛之は逸早く表を上つてこの隠謀を發いてしまつた。一同取押へられて何れも罪に伏した中に、范曄一人のみはそれに服しないので、

「孔熙先が私をも黨與のやうに申立てるのです、私は關係ありません」と言ひ張つた。文帝は曄が筆蹟と新帝擁立の檄文とを並べ示したので、何とも言ひ脱れることが出来なくて、自分も加擔してその檄を書いたことを白狀した。

一概に科斷されぬ

盗む者を殴り殺す

胡向が袁州の司理參軍だつた頃、或る所で食物を盗む者を見つけ、その持主が殴りつけると、盗人はその場に死んだ。

郡ではこれを殺人罪として死刑に當ると論ぜられたが、胡向は、

『法に照すも杖刑に過ぎない』と主張した。互に説を取つて下らないので、遂に朝廷の裁決を仰いだところが、胡向が考へた通りの結果になつた。

鄭克曰く、この事件を名分からいへば、殴打された者は盗であり、打つた者は主人である。情理からいへば、通普人の殴り合ひとは異つてゐる。この殴打致死が死罪にならなかつたのは尤である。然し殺した者に最初から殺意があつたのではなく、偶然死んだのだから杖刑で済んだが、刃物を用ひたのならば、これは殺意があつた者で許されない。決して一概には科斷されない。

註 鄭克の論が今日の法理に合はないのは説明するまでもない。

告訴狀の再提出

唐の高祖が李靖を以て岐州の刺史とした。或人が李に謀反の企があると訴へた。高祖は驚いて一人の御史に命じ、岐州に行つて調べることが命じた。若し眞に反するのであつたら、直ちに處分して差支ないといふ事まで命を授けた。

御史は最初からこの訴が虚構の事であることを看破してゐた。それで態と帝に願つて、告發者も同道して行くことにした。旅程に上つて數驛を過ぎると、御史は非常に驚いた貌をして同伴者に向ひ、

告狀紛失を伴はる

『大變なことをした。告訴狀を紛失してしまつた。實は李靖が謀反の情狀分明であるから、既に親しく聖旨を奉じて來たのに、今告訴狀を失つては、自分は死罪になる外はない。何とか命を助かる手段はあるまいか』といつた。

告發者は御史に謀られることは氣がつかず、

『それでは今一度書いたら宜いだらう』

告訴狀の再提出

「さう願はるれば結構だが」

「それでは書かう」と再び告訴状一通を認めた、御史がそれを讀んで見ると、最初の告訴状とは餘程内容が違つてゐた。それは元來虚構のことだから、告發者自身が最初に何と書いたかを判然と記憶せず。今度は又新に宜い加減の事を考へて書いたものであることが明かに察せられた。

御史は二度目の告訴状を手に入れると、早速引返して都へ歸つてしまつた。

誣告者は死を獲るのみ

高祖は二通の告訴状がひどく違つてゐるのに驚いて、李靖は別に罪せられる事もなくてすませたが、然しその告發者だけは誅戮を被つた。

鄭克曰く、誣告を破る術には正と譎とがある。御史は誣たるを知つて譎を以て質を取つたのである。細心の注意をするものでなければ、斯く手際よくはゆかぬものである。

筆蹟を取るの策

魏の國淵こくえん字は子尼は魏郡の太守であつた。正直にして私曲なき太守として知られた。

その頃帝太祖を誹謗した書を投じたものがあつた。太祖は心外に思つて、投書者が誰であるかを知りたく思つた。

國淵はその投書を手許に預つて、誰にも見せず別に取調べる風もなかつた。

その投書の中には幾つも二京之賦を引用してあつた。太守は郡の屬官に命じて、

「この郡は大郡である上に、帝都もあるのに、どうも學者が少い。これは利發な少年を選んで良師に就かしめなければならぬ」と少年の教育を鼓吹して置いて、更にその教授ぶりを視察せしめて、二京之賦を學習してゐない者に對しては、

「これは博物の書で大事なものである。この大事の書を世間では忽かせにするから、その師も従つて少い、これはこの書を良く讀む師を求めて就いて教を受けなければならぬ」といはしめた。

十日ばかり経つて、二京之賦を讀むといふ者が現れた。それに就いて教を受けしめ、その内に師に乞うて文章を書いてもらつた。その書を先の投書と比べて見て同一人の筆蹟であることが判り、取押へて訊問すると果して服罪した。

鄭克曰く、これと似た話がある。王安禮が開封の知府であつた頃、某富豪に反逆の企

があるといふ投書があつた。安禮はそれを信じなかつたが、数日の後にその富豪の内情を精査して見たが、少しも怪しきふしは無つた。そこでも安禮は、

『誰かに恨まれてはゐないのか』と訊いて見た。富豪は、

『さう仰せらるれば、數月前に馬生といふものに貸した金がありましたので、返してもらはうとしましたが、返しはしませんで、大層怨言を並べてゐた事がござります』と答へた。安禮は他事に托してその馬生を呼よせて筆蹟を取つた。それは果して投書と同一であつて、容易に伏罪した。國淵がやり口を用ひたものである。

祖先を伴る

侍讀の劉徹りゅうしゃうが永興軍に知たる頃、豪家で范偉はんゐといふものがあつて、武功の令だつた范祚はんそは自分の祖父であると冒稱して、祚が墓に穴を穿つて自分の祖母を合葬してしまつた。規定があつた縣令を出した家は、五十年間官の爲に力役に就く事を免ぜられる。そこを覗つて祚は祖父だと詐つたのである。そのみでなく、頻りに名家といふ面をして、

官民共に憚るは何ぞ

横着にも法を犯すことが度重なり、遂に流罪に當ることまで仕出來した。然しそれも金で罪を贖つて免れた。

長安の人民はひどく彼の爲に迷惑を被つてゐた。しかも官憲はそれを取締ることが出来なかつた。劉徹はこの有様に憤慨して、彼を斷罪すべき材料をよく集めないで、彼を喚出した。取調べる方に一々爰所を押へて行くだけの準備が出来てゐないものだから、范偉の方では度々陳述を變じて、ぬらりくらりと逃げ廻る。その爲に證人を喚問すると數百人に及び、數年を費して決審とならない。

遂に天子の詔によつて、その事件を御史臺に移して、嚴重に審理した結果は、劉徹が見當をつけた通りに處刑された。

鄭克曰く、范偉が横暴は一般から憎まれてゐたといふのに、その祖先を伴つて徭役を免るゝ點を罪する爲に、劉は數百人の證人まで喚んでも長い事結審にならなかつたといふのは、相當の理由がある。いかに横着であつても一人ではさうは出來ない。范には必ず黨與を多く作つて厚く結託してゐたに相違ない。だから證人を喚んでも、それがぐるになつてゐては訊問しても要領を得ない筈である。又長安の人民が共に彼に迷惑をうけ

必ず黨を結べる者か

てゐて。しかもその官吏が何の處分もせず、手出しが出来なかつたといふのはよく／＼巧黠な男だつたに相違ない。斯ういふ男に對しては判断にも吟味にも極めて嚴明な人でなければ、眞を發き實を知ることが出来ない。さういふ點で奸人がよく罪を免れてゐるものである。

裁判沙汰が好き

博學通ぜざるところなしといはれた沈括が著した夢溪筆談に書いてある事だが江南の人は一體に公事沙汰が好きである。「鄧思賢」といふ書物があるが、それは告訴の仕方を記したものである。

その最初に侮文といふことを教へてゐる。人を激せしめて種を取るのである。侮文で効能がなければ、今度は欺いて種を取る。それでも行かなければ、何かその人の罪惡を見つけ出して、それを脅迫の材料にする。さういふ事が書いてある。

鄧思賢といふのは元來は人の名である。かういふ術を傳へた人だから、書物の名にも

其まゝ名をつけられたのである。そして同地方では村の小學校でこの書を教科書に採用してゐる所まであるといふ事である。

人の争を牛が定む

周の于仲文、字は次武と稱し、趙王の屬として安固の太守となつてゐた。

其頃、任と杜との兩家で双方ともに牛が無くなつた。さうして一頭だけ見つかつた。

兩家のもは、互にその一頭を争つた。州郡の役所では何ともこの争を決せられなかつた。その時、益州の長史の韓伯携といふ人が、

「安固の太守の于仲文は少年の頃から斯ういふ判断を誤らない男だ、この事件は彼に裁かせるが宜い」といつたので、仲文にその役が當つた。

仲文は兩家に畜つてゐる牛の群を引つれて來させた。双方の牛群が來たところで、問題の一頭の牛をそこへ突放すと、その牛は左右を眺めてから任家の方の群の中へ入つた。又その牛を引出して人に命じて少しく傷を付けさせた。それを見た任氏は驚いて歎く風

人の争を牛が定む

牛は故主を忘れず

一四六

があつたが、一方の杜氏の方は平氣でゐた。

牛は任氏のものであると判決された。

牛は故主を忘れず

南北朝の宋の顧憲之が建康の令であつた時、牛を盗んだ者があつて、盗人と持主とが互にその所有を争つた。その言ひくさも證據とするとともに同じことをいふので、眞偽の差別かつかず、新任して來る縣令が誰も判決を下し得ないでゐた。

憲之が赴任して又この事件が持出された。彼は早速その牛を引出して追ひ放たせた。

牛は正直に眞の持主の牛小屋へ這入つて行つた。問題は一度に解決した。

鄭克曰く、人を證とすると動もすれば偽證がある。物を證とすればその憂がない。憲之と于仲文と共に牛を放つてその實を得たのは同じやり方である。

人を證とせしめて實を得

井底の屍骸

潤州に夫婦の者があつて、夫が外出したまゝ數日歸つて來なかつた。さうすると畑中の井戸に死人があるといふ話が傳はつた。女房は忽ち駈けつけて、

『宅の夫だ』と大聲に泣き叫んだ。

この事忽ち官に聞えた。知事は早速吏を派遣して、近所の者を集め、その死人が果してその女房の夫であるか否かを確かめた。然し集まつた者どもは皆、

『斯う井戸が深くては、誰の屍體だか見分けられません、引上げて見なくつては、全く判りません』と答へた。

知事はこれを聞いて、

『多くの人の誰にも判らないやうな底深い井戸に落ちてゐるのに、女房だけがはつきりと夫だといふのは訝しいではないか』と、先づその女房を取押へて訊問した。

果して女房が他の男と共謀して夫を殺したのであつた。

井底の屍骸

一四七

妻一人井底
を見らんや

海上の殺人

蔡高が福州の長溪の尉であつた。二人の漁夫が海上に出たまゝ歸らなくなつた。その老母は人を指して誰某が害したに相違ないと訴へ出た。

捕吏は媪が人を指して訴へるのを聞いて、

「海の上の事だ、シケに逢つたかも知れないではないか、若し本當に人に殺されたのだつたら、屍骸を檢視してからでなければ、詮議するわけに行かないよ」と受附けなかつた。

蔡高は老婆が確信あつて取上げられないのを恨む色を見て、これは詮議すべきだと思つたから、先づ老婆のいつた仇人の家にて内偵すると、やゝその證據が擧つた。そこで老婆に約束をして、

「十日待つて見よう、それでも屍骸が揚らなかつたら、檢視なしで取敢へず犯人を檢舉しよう」と、自分は海上に船を泛べて七日まで待つてゐると、二人の屍骸が浪に打寄せ

果して證據
を待ち得た

られて岸に上つた。早速檢視をすると明かに殺害された事が判つた。犯人は直に捕へられた。

鄭克曰く、人の冤訴は常に抑塞されるので苦しむ。屍骸を檢視してからでなければ詮議は出来ないといふ如きは抑塞である。尉といふ役は賊を捕へるのが本職であるから、冤訴に對して同情を持つてやらなければならぬ。屍體が他境へ流れ行かず七日にして上げられたのは、その至誠勤恤の報である。

荒療治に過ぐ

待制の劉滉が耀州の富平縣の知事であつた頃、人の子女を掠むる奴を捕へた。ところがその男は死んだまねをするのが巧みで、捕へられるとバツタリ死んだ。さうして油斷を見すまして、むくと起きて逃げ去つた。

然し再びその男は捕へられた、そして奥の手を出して、又死んだまねをした。劉は怒つてそのまゝ火に投げ込ませた。

奥の手は死
を粧ふ

荒療治に過ぐ

鄭克曰く、詐り死するのを懲らすのならば埋めようとしたら宜い、焚き殺すのは疴癩が強すぎる。埋めたのを仲間が掘り出して復活しさうだったら番を置いたら宜い。子女誘拐罪なら法律上屍を戮する程の重罪ではない。賊が氣を服して死を粧つてゐても、土中に埋むれば鼻を塞がれてその術は破れる。幾日か経てば結局本當に死なねばならぬ。急いで焚かずとも埋むれば事は足る筈である。

精神鑑定論

高防は初め五代の周に仕へて刑部の郎中であつた。

宿州といふところに自分の女房を刺し殺したものがあつた。然るにその女房の親戚側が男から賄賂を取つて、

「あの男は氣が狂つてゐて口を利きません」と申立てた。それでは拷問にかけても罪狀を述べまいといふので、訊問なしで一件記録だけで上申した。大理では杖刑に處するこ

狂人と聞き訊問せず

「氣が狂つて言をいはぬといつてゐるが、それには醫師の鑑定書が無い。一體何を證據に杖刑と判決されたのであらう。十日一月と拘禁して置いたら、飲食を索めるとか何とか必ず口を利かないではゐまい。尙一度詮議して真相を捉へねばならぬ」と主張した。帝これを然りとして再審に附し、遂に證を得て法に照らされた。

鄭克曰く、獄を斷するには、先づ事情を調べて後に罪を裁量すべきである。真相が解らないで判決を下すのは間違つてゐる。高防が再審を唱へたのは道理であるし、初審に對しその當局を深く責めなかつたのは、不必要に種々の内情を曝露するのが眞意でなかつたからで、そこに妙味がある。

匿名投書に對する二例

唐の王鏐が淮南の節度使であつた頃、匿名で人の過を指摘した書を落して行つた者があつた。近侍がそれを王に差出した、彼は何氣なくそれを靴(長靴)の中へ挿し込んだ。そこには他にも書類を入れてゐた。暫くして靴の中から外の書類だけを燒き捨てた。下

匿名教書に對する二例

見ざるか如くして實は然らず

役の者どもは匿名の投書も焼いたものと思つて、ホツと胸を撫で下した。

然るに彼は後その密告書を取出して讀み、數日の後にその指摘された人々を、他事に托して一々嚴重に取調べをした。

鄭克曰く、南齊の豫章の王巖は人の過失を聞くことを好まず、左右の者が密告してもそれを靴に入れて、一見せずに焼捨てゝゐた。鏝は人の過を聞くことを好んだものである、二人の間には少からぬ隔りがある。

驚くべき明察

唐の李至遠が天官侍郎知選事といふ官にゐた頃、文書の官の令史等が財物を得て勝手な變改をする事を看破して睨んでゐた。

王忠といふ者が放逐さるゝといふ場合に、役人が「王」と書くべきを態と「士」と書いて置いた。それは後で士の字の上に横畫を書足して玉の字に爲す積りであつたのだ。至遠は書類を一覽して役人と呼び、

「この度調べらるゝ者は三萬人からあるが、その中には「士」といふ姓は一人も無いぞ、これは王忠の誤りだらう」と指摘した。役人は舌を捲いて叩頭謝罪した。

義理知らずの訴

晋の張希崇が邠州を鎮むることになつた時の話。或男が郭氏の家に養子に入つてゐた。孩兒の頃から養はれて成人したが、何とも親の言に従はないや、くさが出来上つたので、養親も呆れて追ひ出してしまつた。

その郭氏夫婦が引續いて歿した、その實子も既に成人してゐた。親戚どもが先の養子を咬かして、財産分配の訴を起させた。その訴訟が長く決しないであるところへ、張が赴任した。忽ち裁決を下した。

「養父が未だ生きてゐる内に、この男は家を出されてゐる。母が死んでも見舞にも來てゐない。假の子としては二十年來養育の恩に背いてゐる。若し實子であるならば尙更ら悖逆の罪を犯したものである。世道人心を害すること甚しきこの男の言分など、少しも

義理知らずの訴

離縁された
子が遺産分
配を望む

取り上るところは無い。郭氏の田園は悉くその實子の所有たるべきもので、この訴訟に養子に加擔した者は養子と同じく法官に引渡し、それ〴〵律に照し處分すべきである」と。

聞く者皆これに服した。

有無を言はせぬ配分

張齊賢が中書省にある頃、財産分配が均等で無いといふ争を起した者があつた。そして遂に宮中にまで訴へ出たが、幾度裁いてやつても双方が承知しない。

その時張は、

『これは尙書省などで裁くべきものではない、私が解決をつけませう』と引受けた。

彼は中書省の正堂に坐して、双方の呼び出し、

『お前等は双方ともに分配高が少いといつてゐるのだね』と訊くと、共にその通りだといふ。そこで張は二人に命じて財産目録を作らせ、各自の得分を明かに記させた。

双方ともに
少しさす

それから双方の家に役人を遣はして、一切の貨財はそのまゝ据ゑ置かせ、甲を乙の家に移らせ、乙を甲の家に移らせ、そこにある財産をそのまま所有せしむることにした。そして目録は交換させた。双方共に向ふが多く取つたといふのだから、共にその多いと主張する方を取らしむれば文句は言はれない筈である。

鄭克曰く、王延禧が岳州沅江の令であつた時、兄弟と財産を分配する場合に、弟が未だ弱年だつたので、兄が食つて均分せず自ら多い方を取つた。弟はそれを訴へた。その兄を喚んで調べると、頑強に、

『同じ様に分けました』といふ。延禧は、

『さうか、同じだつたら何方でも宜いわけだな』といつて、二人の取り前をそつくり取換へさせた。さうなると兄が又承知しないで、州へ訴へた。太守は笑つて、

『これは張齊賢丞相の裁判法だ』と取り合はなかつた。兄は少い方を取つて引下る外はないことになつた。

均分ならば
甲乙あらず

官印の改刻

少卿の王珣わうしゆんが昭州に在任した時、州の官印に偽印を捺したのがあると言ひ立てた者があつた。役人も印章の文字が違ふといふので、同く偽造文書であると主張し、永いこと決定しないでゐた。

その文書といふのは景德年間(真宗の年號)のものであつた。王珣はそれを聞いて景德以前の舊書類を取出させて見た。それは今偽印といはれてゐる印が皆捺してあつた。景德以後に州印が改刻されてゐたのを氣が付かなかつたために、いつまでも判らなかつたのであつた。

鄭克曰く、初め偽印と言ひ出したものは、現在使用の印と違ふからいつたので、敢て誣告したのでは無い。それを聞いた役人が早速景德以前の文書を調べて見なかつたのが迂濶であつた。若し珣がそれに氣がつかなかつたら、官印偽造の罪によつて死罪に處せられる者を出したかも知れない。

横領を企つる女

尹洙いんじゆは嘗て河南の伊陽縣の令であつた。

幼い頃から孤兒となつてゐた一人の女が、賀氏の財産を襲いでゐた。それを近隣の者が、その血族で無いと言ひ立てたために、財産は官に没收された。

その證人に立つた隣人が死ぬと、その女が財産還付の訴を起した。容易に裁判がきまらぬ、尹はその女を喚び出して、

「お前は幾つになる」と問うた。

「三十二になります」

「して見ると咸平(真宗の年號)五年の生れぢやな」といつて、咸平年間の戸籍を調べて見ると、賀氏の夫は咸平二年に死んで、妻の劉氏が戸主になつてゐることが分つた。

「二年に死んだ賀氏の子が五年に生れるか」

女は忽ち閉口した。

横領を企つる女

彈丸を拾はしむ

吳の太子孫登が、嘗て馬に乗つて出ると、不意に彈き丸が飛んで來た。

■ 彈は武器の一種、弓の如くして竹を弦とし、鐵丸を飛ばして敵を打ち、或は獵具とす。

孫は自分を狙撃する者があるかと思つて、左右をして捜させると、附近に彈を携へ丸を佩びた者があつた。一同はこの男に相違ないと引捕へた。然し本人は決してさうでないと言ひ張る。従者は杖を取つて撃たうとした。孫はそれを押止め、飛んだ丸を捜させた。幸にその丸は發見された。嫌疑者の所有の丸と較べて見ると、全く違つてゐることが判明して、その男は釋放された。

鄭克曰く、人が冤罪を被せられるのは、疑はしいといふところからである。裁判する者はよく陳述を聞き取らないで、忽ち怒つてしまうので、無辜を罪する事が多い。この孫登の場合などは一小事であるが、然し大事件にもこの襟度が必要である。

容易に罪せす

盗まれた物の形を知らず

唐の李德裕が浙西に在任してゐる時、甘露寺の主僧が、役僧に寺の黄金を盗み隠されたと訴へ出た。數人の證人も寺僧の中から出た。その嫌疑者は涙を流して、

「私が孤立して流輩と親しまないから、私を排斥する計略です」と陳述した。德裕は、

「ありさう事ぢや、今直ぐ判る」といつて、證人に立つた衆僧を呼出し、互に相背いて相談が出来ないやうにして、粘土を與へ、

「役僧が盗み出した寺の黄金といふものは、どんな形の物だつたか、それで模型を作つて見せい」と命令した。

坊主どもは實はそんな物を見た事が無いので、各自思ひ／＼に作つたが、一つとして同じ物はなかつた。そこで証告であることが判明し、一同は罪せられた。

證人等忽ち當惑す

盗まれた物の形を知らず

呪詛は重罪

梁適が審刑院の評議官であつた頃、梓州に白彦歡といふ妖術者が出た。鬼神に依りて法をなし、人を呪つて往々命を取るもので、その處刑を求めて來た。

審議院でも明文の無い殺人犯ではあるし、別に人に傷を負はせるので無いから、法の適用に迷つてしまつた。その時、適は、

刃は防ぐべし
咒は守るべからず

「刃物を以て殺さうとするのなら、これを拒み守る法もあるが、見えないところから咒詛するのは、これに對する自衛の法がない。これは最も重い殺人罪である」と主張した。妖術者は極刑に處せられた。

鄭克曰く、傷を負はせないからといつて、處分に迷ふのは要するに、法無きものは類を以てこれを斷するを知らざる俗吏である。

惡僧を殺せる罪

南齊の袁象が荊州で廬陵王の參軍だつた頃、江陵の苟將之が弟胡之の妻が、或る僧と私ありて、その僧を喚入れた。兄の將之がこれを見てその僧を殺したので問題となつた。事實有りのまゝを陳ぶれば、家門の醜事を發くことになるし、言はなければ又筋道が立たない。困つた兄弟は互に自分が殺したものと主張して死を争つた。縣令が刺史に上申した。そこで廬陵王がその意見を求めた。象がいふには、

罪を免して
善を遂げしめよ

「二人の本心は決して暴ではない、これを深く詮議立てしては宜しくない。若し重刑に處したら、善を爲すことを咎むる事にもなる」と。ために兄弟共に死を免れた。

鄭克が曰く、その情に於て恕すべきは、その過を大袈裟に考へないことである。孝子が牛を殺し、義士が獄を躐え、兄弟が死を争ふ如き、皆その例である。

罪妻に及ばず

沈括が筆談に曰く、

壽州の或人がその妻の父母兄弟數人を殺した。州の刺史が無道の振舞として妻子共に罪しようとした。その時刑官がそれを拒んで、

『苟も妻の父母を殴つてさへ義絶の證となるのに、父母兄弟を併せて殺すに至つては、その妻は既に妻では無いと言はねばならぬ。罪せらるゝものはその男で、妻は罰を蒙る理由が無い』と主張した。

母を罵り殺す

宋の孔深之が尙書比部郎たりし頃、應城縣の人で張江陵といふのが、妻の吳氏と共に口を揃へて母を罵詈した。母の黃氏は怨み忿りて縊れて死んだ。夫婦は捕へられたが、

その時大赦が行はれた。

法律に明文なし

法律の上では、子として親を殴り、傷け、殺したものは、赦に逢つても梟首する。又親を罵詈したものは斬罪になるが、赦に遇へば死を減じて處罰さるゝ。さういふ條文はあるが、子が親を罵詈して、その爲に親が死んだといふ場合の明文が無い。

孔深之はこれに就いて解釋した。

『殺傷呪詛は法の許容しないところである。親を罵つて自殺せしめるに至るは、理として宥むべき點が無い、赦に遇つても梟首すべきである。又母の黃氏は張よりも妻の吳氏を深く恨んだに相違ない。その女の罪を宥むるやうなことがあつては正法を失ふことになるから、妻も同じく刑せねばならぬ』

詔によつて深之が意見の通りに吳氏も斬罪に處せられた。

鄭克曰く、罵つて死に到らしめるといふのは殴打するよりも重い、赦に遭つて罪を軽くしなかつたのは當然である。妻は單に夫の罪に連座したゞけだつたならば、或は輕減しても宜しからう、然し吳氏は自分も一所になつて親を罵詈したのだから、斬にあつたのも當然といはなければならぬ。

母を罵り殺す

妻の免さるべき場合

鼠屎の乾と濕と

三國、吳の帝、孫亮が、或時生梅を食ふのに蜜を添へようと思つて、黄門の某に命じ、藏の中から蜜を取つて來させた。その黄門はかねて藏番の役人を怨むことがあつて、斯ういふ時に仇をしようとして、その蜜の中に鼠の糞を入れて持つて來た。そして帝の前で始めて氣附いた顔をした、

「藏番は誠に不注意でござります」といつた。亮はその藏番を喚ばせた。その男は蜜壺を捧げて御前へ出た。亮は、

「蓋をした上に紙を覆せてあるのだから、何としても鼠の糞が中に落ちる理由は無、何かあの黄門がお前に要求したことは無いか」と問ふた。藏番は叩頭して、

「あの男は嘗て私に官品をねだつた事がありました。遣りませんでした」と答へた。

「それだ、その爲に相違ない」と件の鼠糞を破らせると、外は濕つてゐるが、内は乾いてゐた。亮は、

何をか求む
るなきや

「鼠の糞が先から壺の中にあつたのなら、内も同じく濕つてゐなければならぬ、これは藏番を罪に墮す爲の計略だ」といつたので、黄門は忽ち伏罪してしまつた。

鄭克曰く、裴松之(南北朝の宋の人)は黄門が新しい鼠の糞を入れるれば内外共に濕つてゐるのに、古いのを入れたから孫亮の慧敏を證する材料になつたと嘲笑つてゐる。然し亮の言は一般論であり、松之の説は偶合説である。一般原理を以て事に臨んでも、時として通じない事もある。理を究むる人が却つて物笑ひを買ふ如きはその爲である。

夫婦母を陥れんとす

唐の杜亞が維陽を治めてゐた時、或富豪の主人が死んで、若主人が繼母に孝を盡さない。元日に子は母に祝辭を述べ、母は子に盃を與へた。子はその盃を受けて飲まうとして、その中に毒がありはしまいかと酒を地に溢した。地上に滴つた酒はそこに泡立て、沸くやうに見えた。明かに酖毒だつたのである。

子は忽ち聲荒らげて母に向ひ、

夫婦母を陥れんとす

元日の祝酒
に酖毒

「人を毒殺しては自分も助からないぞ」と罵つた。母は驚いて胸を叩きながら、
「お天道さまが御存知だ、何といふ情無い言ひ掛りをするのです」と飽くまでも自分が
毒を入れたと言はない。そこで子は母を捕へて役所へ突き出した。

杜亞はその子から先づ訊し始めた。

「その方は先づ母に毒盃を捧げたごらうが、その酒は何に容れてあつたか」

「それは長婦(一家内にての主婦)が銚子(てうし)を持つて來ました」

「母がお前に盃を與へた時は」

「それも長婦が銚子を持つて注ぎました」

「お前のところの長婦といふのは誰だ」

「私の妻でございます」

「毒はその女の仕業だ、母に罪を着せる奴があるか」

杜亞は夫妻を別々に吟味させた。それは果して夫婦共謀して母を罪に墮さうとしたものだと判つた。夫婦は誅せられた。

鄭克曰く、誣告を辨別するに、物を以てその隠匿を顯證するのは、李徳裕が泥を與へ

毒を盛る者は汝が妻

て金を作らせたやうなのがそれである。又事を以てその奸策を摘發するのは、杜亞が盃酒を詰つて毒の出所を確めたやうなのがそれである。共に譎術によらず正法を以て臨んだものである。

親と子と孫と

南北朝の宋の文帝の時、剡縣(えんけん)の人黄初(わうしゆ)の妻の趙氏が、息子の黄載(わうざい)が妻の王氏を殴つたところが、その王氏が死んだ。趙氏は殺人の罪に問はれたが大赦に逢つた。

死んだ王氏には父母もあり、又載との間に稱といふ男の兒もあつた。法に據りて趙氏は郷里から二千里の外に流されることになつた。その時司徒左長史の傅隆(ふりゆう)がいふには、

「親子は非常に近いもので、形は分けても氣は同じものである。だから息子の稱が載に對する情と、載が母の趙氏に對する情とは同じである。親子孫三代といつても、これは一體である。今、稱は母を失つて心の痛手は誠に深いが、祖母を親の敵として視ふ事はない。古人も父の命を以て祖父の命に背くことはないと言つてゐる。」

親と子と孫と

子のよめを打殺す

若し稱に親の敵として趙氏を殺せといつたら、稱には父であり趙氏には子である黄載はどうすれば宜いのか。父子祖孫が互に殺し合ふやうな事は、恐らく古聖の立法の主旨に反するものである。古令には、人の父母を殺せば二千里外に流すとなつてゐるが、それは親が子を殺し、祖父が孫を殺すやうな場合には適用されない。趙氏は王氏が期功の親を避けて千里の外に流せば宜しい。

■ 期功の親 一年の喪に服するのが期、九月の喪に服するのが大功、五月の喪に服するのが小功の親なり。

然し更に考へると、『令には流徙さるゝものゝ近親は、随伴しようと思へば許す事になつてゐる。趙氏が流される。その子の黄載も人の子として母に隨はざるを得なくなる。載が行けばその子の稱も行かなければ名分が立たなくなる。趙氏は終身氣の毒な思ひをするだらうが、稱も亦生涯を沈痛な情で送らなければならぬ。しかも祖母と孫との義は永久に絶つことが出来ない、此は到底分たんとするも分つ可らざることになるのである』と。誠に深く考へた言説である。

祖母と孫とは敵たるを得ず

既に母にあらず

漢の景帝の時に、防年といふ者の繼母が防年の父を殺した。そこで防年は怒つて繼母を殺した。彼は母を殺した大逆罪を以て論ぜられることになつた。

帝はこの論断について疑を抱いた。子の武帝がその時は未だ十二の少年で太子であつたが、帝の側にゐたから、この利發な子に試に問ふて見ようと、帝はその話をした。太子は遲疑せず明答を與へた。

『繼母は母に同じものですが、然しそれは父があるからの繼母です。そこは實母と違ひます。繼母が亂暴にも手づから父を殺したのならば、その殺害の時から母の恩といふものは子に絶えてゐます。その女を殺したからとてそれは母を殺してのではなく、單に人を殺したに過ぎません。防年は大逆を以て論すべきではありません』と。

鄭克曰く、防年が繼母との義理を絶つを得たのも父の故であり、黄稱が祖母と絶つことを得ぬのも父の故である。寃痛の情、一は伸び一は屈するけれども、共に天理は存し

既に母にあらず

繼母は父ありて意義あるのみ

てゐる。法はその邊をよく制してある。

■ 今は此議論通りに行かない。

殿上の佩刀を論ず

唐の戴胄たいぢゆうが大理少卿であつた時、長孫無忌ちやうそんむぎが參内して、佩刀のまゝで殿上に上つた。宮殿内に刀を佩いて昇ることは既に秦時代から禁ぜられてゐる。

向書右僕射かうしょくばくしゃの封德彝ふうとくぎはこれを見て、

「宮門を守る校尉は、佩刀者の入闕を氣付かなかつた廉によつて死罪に處すべく、無忌むぎは罰金刑に處すべきものである」と論じた。

戴胄はこの説を駁して、

「佩刀入門を咎めなかつた校尉は、佩刀者の無忌より重く罪を獲る事はない。同罪と見るべきである。一體子は親に對し、臣は君に對して、間違だつたといつて罪を免るゝことは出来ない。現に法の定むるところでは、天子の湯藥、飲食、舟船等を誤て定式通り

犯人軽く責
任者は重

にしない者皆死刑になつてゐる。無忌は誤つて刀を解くことを忘れたといつて罪を免れることは出来ない。但し天子が彼の創業の偉勳を思召されて、その罪をお宥しになるのは、これは別である。然し若し無忌には贖罪を命ずるに止め、校尉を殺さるゝやうでは、刑とは言はれない。甚しく權衡を失するものである」と論じた。帝はこれを聞いて、

「法は天下の公器である、朕は決して親戚の故を以て無忌に阿おもねるものではない」と更に無忌が罪を詮議させた。德彝は固く前説を主張した。帝も將にその意見に従ひさうであつた。然し胄も亦肯かなつた。

「校尉は無忌の不注意の爲に罪に陥つたので、法は輕きに従ふべきである。若し双方共に同じく過失であるとすれば、その一人だけが殺さるゝといふ法は無い」と主張した。

帝は遂に無忌を免すと同じくと校尉をも免さねばならなかつた。

鄭克曰く、胄が、臣子は君父に對して誤と稱するを得ずと言つたのは、實は深く無忌の粗忽を責めたものである。その無忌が免されるならば、無忌によりて罪を獲た校尉も免されねばならぬ。その點を胄が力爭したのは、要するに忠恕の義に外ならぬのである。

殿上の佩刀を論ず

朕安んぞ親
戚に阿らん

死と罪の消滅

唐の徐有功が司刑丞であつた頃の事。韓純孝といふものが、曾て徐敬業に附屬してその偽政府の官を受けたのであつたが、既に死去してその遺族が數人ゐた。

罪犯人の遺族に及ぶか

推事使の顧仲瑛は、その遺族を取潰すべしと奏上した。徐はこれに對して、

『律に反を謀る者は斬に處すとある。然しその者が既に死んでゐては斬りやうがない。尤も情狀特に重きものは、時として屍體を斬るといふ事もあるが、要するに死と共に刑の執行は消滅する筈である。これは議論の餘地もない事である。そこで連坐の方であるが、本犯が所刑されたのなら、その一族が罪に連なるのも道理であるが、本犯が刑せられないで、その掛り合で罪せらるゝものゝみ刑せられるといふ事は受取れない。本犯が死んだならば、その時彼の罪は亡びてゐる。その遺族が罪せられる理由がない。のみならず度々大赦も行はれてゐるのに、今日になつて彼等の遺族の罪を論ずるといふのは、何ういふ法律上の明文を根據とするのであるか』と駁論した。

助かる者數
百家

詔して有功が説の如く、彼等は罪せられずに済んだ。この判決例で取潰しの災厄を免れた者は數百家あつた。

鄭克曰く、易に聖人は南面して天下に聽くとある。漢の修史官は高祖の徳を稱へて、謀を好んで能く聽くと書いてゐる。廣く人言を聽くといふことは、實に人君の職とするところである。然しこの例の場合では、仲瑛が説に聽けば數百家が籍没され、有功が議を聽けば數百家が免れる、その差は莫大である。こゝに於てか取捨を誤らなかつたのを、帝に明ありといふべきである。又彼の有功が禍を脱して名を成したのも偶然ではない。

遺産の所屬

これも沈括が筆談にある話。

邢州けいしゅうで盜賊が一家を殺した。夫婦は即死したが、一人の息子は習日になつて死んだ。州の役人は絶家法に従つてその財産は、夫婦の實の娘で他に縁付いて居る女どもに分配する手續を取つた。その時判官の一人が、

絶家と財産
分配法

遺産の所屬

「あの家では夫婦が死んだ時は未だ一人の子が残つてゐた。だから遺産は一旦その子のものとなつたのである。絶家の法には出嫁の女むすめとあつて、出嫁の姉妹とは記して無い。この子の遺産は姉妹に分つべきでない」と斷じた。

鄭克曰く、壽州の裁判が誤まらんとしたのは（前に出でたる「罪妻」に及ばずの項参照）情理を深く討究しないからの事であつた。この邢州の裁決を誤らんとしたのは、よく名分を正さないからの事である。俗吏の法律運用は大抵さういふ粗漏がある。法の不備でなく適用を誤るのである。

犯罪と徴兵

南北朝の宋の文帝の時に、強盜を働いた者の同籍期親きしんは、徴せられて兵卒となると定めた。

■ 期親は一年の喪に服する親屬、大功は九月の喪に服する親屬なり、兄弟姉妹は期親にして従兄弟は大功の親なり。

餘杭の人で薄道舉はくどうきよといふ者が窃盜を働いた。その従弟の代公と道生とは共に大功の親に當つてゐた。或者が代公等の母が道舉と期親であるから、男ならば兵に徴さるべきだ其と同籍の代公は兵として徴さるべきだと主張した。

血族さいふ
解釋の差

尙書左丞の何承天かしようてんはこの説を駁して

「婦人は三従といつて、夫死しては子に従ふべきものである。道舉は強盜をしたけれども叔父は既に歿してゐる。最早期親の間柄ではない。代公や道生は従弟で縁の遠い道舉の罪によつて兵に補せられるには及ばない。と論じてつひに恕ゆるされることになつた。

鄭克曰く、男女の別を辨へずに、婦人を謫して兵に補しようなどは、名分を正さず情理を討たうねないにも程がある。俗吏が條文に拘泥すると往々斯ういふ弊に陥るのである。

首無し事件（二）

或る行商人が不在中に妻を殺された。そしてその屍體には首が無かつた。

妻の里方では聲が殺したのだとして、官へ突き出した。嚴重に訊問に及ぶと、その商

首無し事件（一）

留守中の妻
殺さる

人は苦痛に堪へず、恐入つたと服罪した。判決文も出来たところで郡の従事の役をしてゐた者がこれを疑ひ出した。ともかくも尙一詮議をしたいと申出たので、郡の太守はさうらば其方が吟味をせよと許した。

従事は郡内の探偵巡邏の總動員をやつて、死人があつたところ、柩を止めて未だ葬式を営まないところ、さういふ家の墓地の遠さなどを一々調べさせ、又何か『これは』と疑ふべき事が有りはしないかと、大搜索をやつた。すると忽ち一報告があつた。

『最近或る豪家で何か取込みがあるやうだから聞いて見ると、乳母が死んだといふ。然し未明に柩を引き出して某々の處に埋めたが、それは中に何も入つてゐないやうに輕さうに見えた』といふのであつた。

従事は早速人を遣はしてその新墓を掘らせて見ると、それは女の首一つが入れてあるだけであつた。これだと思つて彼の商人に見せると、意外にも、

『これは愚妻ではありません』といふ。

そこでその豪家を嚴重に調べると、その家の乳母を殺して首を葬り、屍體を商人の家へ運び捨て、商人の妻をそのまま誘拐して自宅に匿してゐることが判つた。

見知らぬ首
が出た

豪家の主人は斬罪になり、商人は罪を免れた。これは五代の頃の話である。

首なし事件 (二)

太平州の或る女が夫の弟と外出して俄雨に逢ひ、古廟の中に雨宿りをした。その中には既に數人の雨宿りが溜つてゐた。

弟は酒に酔つてゐたので、そこでぐつすり寝込んでしまつた。夕方になつて弟が目を醒すと、多勢の人は皆立去つて、そこには嫂の屍體が横つてゐた。しかもその首は持去られてゐた。驚いて泣き叫んでゐる弟は捕へられて官に送られた。

彼は拷問に堪へかねて、

『實は嫂を意に従はせようとしたけれども、言ふことを肯かないから、殺してしまつた。首と刀とは川の中へ捨てた』と申立てた。彼は死罪になつた。

その後夫が廬陵へ行つて演戲を見ると、自分の妻がその俳優の中におゐた。いづれその妻の方でも氣がついたのであらう、俳優どもは我先に逃げ匿れた。然し彼等は捕へられ

首無し事件 (三)

一七八

てそれ／＼法に行なはれた。

首無しの屍體は外の女を殺したので、衣服を替へさせ、妻は拐かされたのであつた。弟の冤が始めて雪がれた。

首なし事件 (三)

宣歙(今の燕湖地方)あたりで強盜が夜中に一旅人を殺した。屍は道に捨て首は持ち去つた。その後から又通りがかつた者が、知らないでその血を踐んだ。その者は驚いて逃げ出したが遂に嫌疑者として捕はれた。

半年経つても決獄とならないので、官では首の所在を確めて結審とたく、頻りに村役人に督促して搜索させた。村役人の方では尋ねあぐねて、穴の中に病臥してゐた乞食を斬つて、その首を差出した。それで材料が揃つたので、嫌疑者は益々責められる、既に永い拷問に苦みぬいたその男は、心ならずも罪を引受けて誅に伏した。

その後半年を経てから強盜が眞州で捕へられた。それを調べると前記の首を埋めた地

乞食の首を代りに出す

點も明亮となつた。然しそれこそ全く六苜十莠に過ぎなかつた。

村役人の濫殺も、良民の枉死も、要するに官が首を獲て結審とするのを急いだからである。以上の二例は政和(徽宗帝の年號)年間の事である。

俄道心を看破る

張詠が江寧府に知事たる時、一人の僧が戒牒を出して身分を明かにするものがあつた。張は案に倚り暫くその僧の顔を熟視してゐたが、直ちに殺人犯として司理院へ送らせ

た。下僚どもには理由が分らなかつた。

張は僧を喚び出して、

「剃髮して幾年になる」に問うた。

「七年になります」
「ふうむ、それではどうして額に鉢卷の痕(俗人のかぶる冠物のあこ)があるんだ」
僧はぎよつとして忽ち平伏した。

俄道心を看破る

一七九

一目して殺人を知る

途中で途つた僧を殺して、その戒牒を奪ひ、俄に坊主を粧つてゐる奴であつた。

国 戒牒は禮部から僧尼に交付する受戒の證票

鄭克曰く、善く賊を察する人は、欺かれない鑒識がある、善く情を考へる人は、逃がさない證據を擧げる。張詠は實にこの二術を兼ねた人で明なりとしなければならぬ。

拜領品の紛失

唐の則天武后が太平公主に黄金細工の器を與へた。一年餘りでその品が紛失した。

武后はこれを聞いて、以ての外的事と立腹し、洛州の長史を督勵して至急に賊を召捕れと嚴命した。吏卒は頻りに焦り立つてゐるが全く見當が付かない。血眼になつて搜索してゐると、途中で湖州の別駕(刺史の補佐官)蘇無名に出逢つた。怪しいといふ者があつて縣の役所へ同行した。縣の尉が取調べると、意外にも別駕だつたので、驚いてわびた。

『これは恐縮でした。それにしても貴官を盜と誣ひたとは何とした事でせう』

『いや、驚かれな、わしは方々に歴任して至るところ奸賊を捕へ隠匿を發いたので、

先づ捕へた
は地方官

悪徒どもがわしを見知つて誣告したものと見える。だがさういふ奴等がこの邊にゐるとすれば搜し物は却つて仕易い譯た』と長史に面會して、自分を朝廷に奏聞させた。

武后は無名を召して、その考を問うた。

『さればでござりまする、府や縣に仰せ付けになつてゐる方の手を一切緩めて頂きまして、その捕手(捕手)を全部私にお任せ願ひましたら、三四日の内には盜を捕へてお目にかかれることゝ存じまする』と易々と引受けた。武后は喜んでその通りに命を下した。

無名は吏卒によく言ひ含めて、都の東北門を警戒させてゐた。すると十餘人の胡人(北方)が喪服を着て城外の北邱山(ほくはうざん)を指して行つた。山は都の外にある墓地として知られた所である。そこでその胡人の跡をつけて行つて見ると、一つの新墓があつて、そこで祭典をはじめた。一同墓に向つて哭するが、それは決して哀しみの聲ではない。その内に祭が畢ると、一同は墓の周圍をぐるぐると歩いて見て、互に顔を見合せて首肯(うなづ)き笑つた。

これだけの報告を得ると、無名は早速その胡人の群を召捕り、その塚を發くと果して棺の中には問題の寶器があつた。

拜領品の紛失

数日の内に
必ず捕へん

盜を捕ふる
術は盜を識
るにあり

盜賊を鑑別す

一八二

武后もこの手際には感得してしまつて、その捕盜の術を問うた。

「別に術といふものもござりません、唯こいつはと盜を識別するだけでござります。都へ入りました日に、この犯人が葬式をしてゐるのを見ました。その時これは盜賊だと氣付きました。然し何處へ葬つたか判りませんでしたので、そのまゝにして置きましたが、今日は清明の日ですから墓へ行くに相違ないと見まして、人をつけて置きました。墓に詣で、哭して哀しまないのは、墓に葬つたのが人間で無い證據です。塚を巡つて互に笑つたのは、中の物が無事であるのを喜んだのです。陛下が若し以前の通りに府縣に御督促になつたら、賊は必ず品物を持つて遠くへ逃げるどころでした」と答へた。

武後は彼を賞して二級を飛んで昇進させた。

三月に清明の節あり、此日墓參りをする慣習あり

盜賊を鑑別す

唐の懷州河内縣の董行成は盜を察するに妙を得てゐた。

訴に先だち
て賊を捕ふ

或者が河陽の長店で旅人の驢馬と荷物とを盜み取り、夜道をして曉方に懷州へ來た。行成は町で、その男を見かけると、

「賊だ」と叱して驢から引下した。賊は餘りの靦面な看破りやうに驚いて忽ち平伏した。そこへ驢馬の持主が息せき切つて駈けつけた。

或人が如何にしてその男が盜であるかを知つたかと尋ねた。

「驢馬が汗をかいて急いでるのは、遠くへ旅するのでなく、近くから逃げて來たものである。又人を見て避けんとする様子があるのは傷持つ足の證據である。だから一見して盜賊だと氣付いたのだ」と答へた。

鄭克曰く、蘇も董も別に有名な人ではない。唯盜を察することに長じてゐたために、今の世まで名を傳へらるゝのである。

田の畦争を解決す

丞相の王曾が若い頃、都の廓外の田地に就いて争を起してゐる者があつた。畦の所在

田の畦争を解決す

一八三

地界の争は
税で判す

大籍の子の相續權

一八四

も判明せず地券も紛失してゐるので、容易に裁決されないでゐた。

曾はそれを見て、徵稅臺帳（稅籍）を見たら田の廣さは、直ぐに判るだらうといった。郡の役人はそれに従つて早速解決するを得た。

鄭克曰く、土地の争は境界が判然しないから起る。それに地券がなければ裁斷は容易で無い。租稅徵收の臺帳には田地の面積が上つてゐる筈だから證據となる。言ひ分が稅籍と一致すれば、それは正理であり、言ひ分と稅籍とが違つてゐれば曲つた事と言つてゐるのである。曲直が判然となれば文句は無い。

入籍の子の相續權

大觀（徽宗帝の年號）年間に曾諤（そうがく）が越の諸暨縣（しよきぎん）の知事たりし頃、四明の富民に唯一人の子があつたが、後に自宅の僕（やく）の妻と通じ又一子を生ませしめた。そしてその子は引取つて育てゝゐたが、十六の時に僕の方へ還してやつた。其の後その生母も嫡母も死んで了つてから、庶子は歸つて來て嫡子に對し財産分配の訴を起した。その判決は容易に下せないでゐた。

確證に勝つ
者なし

曾は二人の原籍の戶籍を取り寄せて見た。そして亡父はその庶子を確かに登録して置いたことが判明した。乃ち財産の配分に與る權利ある者と判決された。

田を争ふ訴は稅籍が動かぬ證據であり、相續財産を争ふ訴は戶籍が動かぬ證據である。この證據に對しては如何に横着な訴人でも屈服せざるを得ないのである。

註 相續法、證據法は國々時代まで違ふ、鄭克の論の通り行かぬ場合がある

遺産保全策 (一)

前漢の時、沛郡（はい）に富有の老人があつた。二十餘萬の資産を擁してゐたが、子といつては一男一女あるのみであつた。その息子は三歳で母を失ひ、娘は氣立の良くない女であつた。老人は病氣に罹つて、再起の望なしと思ひ、親族を集めて遺言狀を作つた。その遺言狀には全財産を擧げて娘に與へ、唯だ一口の劍だけを息子が十五になつたら讓れと書いた。

息子が十五になつても、その劍を與へないので太守何武（かぶ）に訴へた。そこで娘とその婿

遺産保全策 (一)

一八五

亡父の深謀
遠慮

とに言ひ分を書き出させた。その書類を見た太守は、暫く考へてから舌を捲いた。
 『娘は強情だし婿は貪婪、そこを見て亡父は息子に財産を渡せば姉夫婦に殺されることを恐れたのだ、又少年に莫大な財産の保管が出来ないのも明かである。旁々以て全財産を娘夫婦に渡したのだが、それは亡父の眞意では預けた所存である。子に劍を與へる約束をしたのは、劍といふものは決斷を意味し、十五歳と限つたのは、その年になればこの子が智力の獨立するに足るを見たからである。亡父はこの劍も姉夫婦が取り上げて容易に息子に渡してくれまいと考へてゐたに相違ない。劍を渡さなかつたら息子は必ず訴へるだらう、そして州縣でも取調の結果、この自分が無法な遺言の眞意を解して、劍のみでなく、遺産も正當に息子の方へ渡るやう裁決されるだらう、さういふ亡父の深謀遠慮から、この遺言は出来てゐるのだ』

そこで亡父の遺産は全部取上げて息子に與へられた。そして姉夫婦に對しては、

『お前等のやうな強慾非道な者は、今まで十年間もぬく／＼と暮したのが望外の仕合だつたと思へ』と申渡された。聞く者皆敬服した。

十年の温飽
既に過分

註 支那では女子には家督も財産も相続権なきが普通なり

遺産保全策 (二)

尙書の張詠が杭州に知事たる時、財産分配の訴を起して來た者があつた。曾て一金滿家が將に死なんとする時、嗣子の年齢が僅に三才だつたので、娘婿に命じて遺産の管理を司らしめた。そして遺言書をも與へた。それには、將來嗣子生長して財産分配を出てたら十分の三を嗣子に、七を婿に分けよと書いてあつた。

その子が成長して訴を起したのである。婿は早速遺言狀を持つて州の府へ出頭し、亡父の約の如く取計らはれたしと申立てた。張詠はその遺言狀を一覽すると、感心して酒を濺いで地祇を祭り、婿に對ひて、

『お前の舅といふのは智者だつたね、亡くなる時子が幼少だつたから斯ういふ約束をしたのだ。反對に子に七分お前に三分とでもして置かうものなら、お前は幼年の義弟を殺したくなつたかも知れない。舅は二人共に無事であれと思つて、斯ういふ利巧な事をして置いたのだぞ』と説き聞かせて、子に七分婿に三分と改めて分け與へた。

二人共に安
く財亦安し

二人は共に泣いて感謝した。

鄭克曰く、所謂嚴明なる裁きといふのは、細心に心理に立脚して、而かも深く人情に徹するのでなければならぬ。何武が悉く奪つて子に與へたのは法理である。張詠が三分を婚に與へたのは人情である。何武が嚴を以て婚に對したのは、劍だけを約の如く與へようとしなかつたからである。張詠が明を以て婚に對したのは、約の如く子に譲らうと申出たからである。二例は小異にして大同、これ等を嚴明の政とはいふのである。

永い信用の後の争

隣から借りた金

唐の咸通(懿宗帝の年號)の始に江陰の令の趙和は、獄を斷するに長じて有名であつた。その頃川向ふの淮陰の或る農家で、それは數代隣り合つて仲善く住つてゐる二軒があつた。その東隣が入用があつて西隣から錢一萬貫を借り入れた。その抵當には地券を納れて置いた。それを返却する時になつて、都合があつて先づ八千貫を返した。「あとは二三日内に届けるから、證文や抵當はその時に」といふと、隣でも、

「ではさういふ事に」と別れた。疑ふやうな間柄でないので受渡しに別に書付などを取つて置くやうなこともしなかつた。

翌日になつて殘金を持つて西隣に行くと、昨日届けた八千貫は全く受取つた覺が無いと言ひ出した。元より證人や受取書があるので無いから、東隣では事の意外に呆れて官に訴へた。何の證據も無いのだから裁判が出来ない。東隣では業を煮やして江を渡つて江陰の趙和に訴へて來た。

他縣に訴へる外なし

「管轄違ひに訴へては困るではないか」といふと、東隣の者は泣き乍ら、

「此處で裁いて頂かなければ、もう何處にも訴へるところはありません」といふ。

趙も考へた。管轄違ひである上に證據とすべきものが今後出る筈もない。それでも彼は一策を案じ出した。

捕手の役人數人に文書を持たせて對岸の淮陰へやつた。そして言はしめた。「江上を横行する賊を捕へたところが、同類が斯々のところに居るといふから出張した」と、その名や罪狀など明かに例の西隣を指していつた。そして表向き官に交渉してその西隣の者に手枷をかけて引致し、江を渡つて歸つて來た。各州隣同志では互に犯人を搜

すに武装して他州へ入ることを禁じてあつた。

趙和は西隣の者を召出して、

『何故海賊のまねなどをするんだ』と叱つた。西隣の者は泣きながら、

『私は百姓でござります、船なんかには乗つた事もござりません』と答へた。

『それにしても、お前が盗み溜めだ金銭や布帛の類は莫大なものぢや、たゞの百姓があれ程澤山に持つてゐる事は無いではないか、それとも持つてゐる理由があるなら、一々目録を作つてその入所を明かにして見ろ』

その百姓はホツとした。これでは申しわけは立つと安心した。そしてさうく目録を書いた。米何石小作人誰某より、絹何匹自宅織り出し、といふ風に書き列ねて、錢何千貫東隣より返金と書いてしまつた。

趙和はそれを待つてゐた。

『お前が江上の賊を働いてゐない正直者なら、何故東隣から返した八千貫を受取らないとは言ふのだ』と詰めよせた。

斯うなつては申開きは立たない、罪に服してしまつた。趙はその百姓に手枷をかけて

易々引か
けらる

累代の信用
を失ふ怨

淮陰へ護送し、彼が書いた目録を證據として同地の官憲に引渡した。西隣は一時の怨に驅られて數代の信用を失ひ盡した上に、法によりて刑せられねばならなかつた。

鄭克曰く、侍郎侯臨が東陽の令だつた頃、隣縣の者が訴へて來た。それは財産を分配する事があつて、受取つた物を親戚に預けたところ、それを隠して渡してくれない、訴へても埒が明かないから、侯臨が、蹟を聞き慕ひ來つて訴へたのであつた。

『管轄違ひであるから、早速取裁いてやる事は出来ないが、ともかくもその預けた品物の目録だけ手落なく書き記して差出して置け』とその書類を残させて一應歸らせた。

半年ばかり経つて縣で強盜を捕へた。そこでその調書を利用した。

『當縣にて強盜を捕へたる處、斯々の者に贓品を預け置ける由申すにより、一應取調べたし』といふので、品物を預つて返さないといふ親戚を引致した。そして訊問すると、

その男は泣きながら、その品々は決して強盜の物ではなく、親戚から預つてゐるものであると證言した。その口書を以て先に訴へた者に與へ、残りなく預け品を取戻すことが出來た。

このやり方も趙和が釣り出し策と同一である。その巧敏なところは趙が秀でゐるが、

永い信用の後の争

懲賞を吐か
ざれば盜さ
なざるゝ慮

沈密なところは侯臨が寧ろ優つてゐる。斯して釣り出されては如何なるものも實を吐かざるを得ない。

賊の歎願書は偽作

後周の柳慶が雍州の別駕であつた頃、或ところに強盜が入つた。その犯人がどうしても擧らない。近隣の者などが嫌疑者として多勢引致されたが判らない。

その時柳は、これは必ず烏合の徒が幾人かをやつた事に相違ないと睨んだから、州府の門に貼出しをした。それは官の布告でなく、盜賊からの伺ひ書であつた。

「私どもは某々の家を劫かしたのですが、何しろ仲間が入り組んでゐるので、誰の口からか泄れるに違ひないと思ひます、いつその事自首したいと思ひますが、然し自首したら直ぐ誅せられはしないかと懸念されます、若し最初に自首したものは罪を免れることが出来れば早速自首して出たいと思ひます」といかにも仲間の不統一に相疑つて戦々兢々としてゐる盜賊の一人が書いたやうに見せて置いた。そしてその後で、

賊を不安に
陥す策

「速かに自首し出たる者は罪を免ぜらるべき事」と大書して、これは官府の印をべつたり捺して貼り出した。

二日にして果してこれに釣られて自首したものがあつた。同類は直ちに捕へられたが頗る大勢であつた。

拷問と優遇と

吳の陳表は父の陳武が戦死したために拔擢されて將となつた。

その頃數人共謀して官物を盗んだ者があつた。その犯人として施明といふ者を一人捕へて拷問したが、なか／＼の意地張りで、一言も口を開かず泰然として死を俟つてゐる様子である。これには手のつけやうがなくて、官でも持餘してしまいました。

吳主孫權は陳表が士卒の心を收攬するに妙を得てゐるのを知つて、その嫌疑者を陳に引渡し、存分に取扱つて實情を吐かせよと命じた。

今まで散々拷問されて來た施明を受取ると、陳は早速手枷足枷を取外し、沐浴をさせ

拷問と優遇と

死すとも口
を開かず

盜許されて
將軍さなる

たり酒食を興へたりして優遇した。さうなると施明も剛情を張つてゐられなく、譯なくほろりとなつて、一味の者の名を悉皆打明けてしまつた。陳がこの報告は孫權を悦ばせた。そして施明をそのまま埋れさせるに忍びず、特に彼一人を釋して、その他の與黨を處刑した。明は陳表が取扱ひぶりと孫權の寛大とに感激して全く行を改め、遂に勇士として稱へられ更に將軍にまで昇るを得た。

鄭克曰く、梁の傅岐が新安の始新の令であつた時、喧嘩して殴り合ひ、一方が死んだといふので訴へ出た。その相手を拷問したがどうしても恐入らない。そこで岐が首枷を取り外し言を和らげて訊ねると、その男は素直に罪に伏した。これも似た話である。

亂暴な豪家

人を殺して
免るゝこと
再三

朱壽昌が閩州に知事たりし頃、豪家で雍子良といふものが、頗る横着者で、度々人を殺したが、その都度金錢と威勢とでごまかして、一度も處罰せられないであつた。

その男が又人を殺した。そして村の百姓を買収して、下手人として名宣つて出させた。

誰か死後を
保證する

審理は終つたが、壽昌はこれも彼の雍のしたことではないかと疑つたから、その犯人といふのを小蔭へ喚んで、改めて調べて見ると、やはり同じ陳述をする。そこで朱は、『お前は人の身代りに立つて後悔はしないかね、風評では雍子良がお前に十萬貫 錢をくれた上、お前の娘を雍の息子の女房に貰ひ、又自分の娘をお前のところへ許嫁にするといふ話だが、さうでは無いのかね』と鎌をかけて見た。するとその男が驚いて顔色を變へた。それを見て壽昌は更にたゞみかけた。

『それは書付にしてあるかも知れないが、約束相手のお前が死ねば、どうなるか判らないではないか、女房に取るといつたお前の娘は下女に使はれ、十萬貫を唯くれるといつたのは、その娘の給銀だつたといひ、先方の娘は他人の家へ嫁がせてしまつても、一體お前はどうすることも出来ないではないか』

なるほど、思つたのか、その嫌疑者は泣き出した。そして遂に事實ありのまゝに白狀した。雍子良は言ひ逃れる術なく刑に就いた。

四人の身代り

上下悉く買収さる

後唐の長垣縣に四人の大盜賊がゐた。何れも資産豊かに暮してゐた。

然るに事露はれて捕へて見ると、四人の貧民であつた。大盜どもは高官から獄卒までに賄賂を與へて、四人の貧民をさつさと處刑して了つて、知らぬ顔をする所存であつた。

既に宣告といふ時になつて、軍府領事の孔循こうじゆんが怪しいと見て、自ら訊問した。然し犯人どもは一口も言をいはぬ。已むを得ずそのまゝ引立てさせると、犯人は頻りに振返り振返りして出た。これは未だ何か言ひたいのだと察して、又引入れさせた。近々と招き寄せて訊問して見ると、果して彼等は冤罪だといふ。

『何故先刻調べた時に言はないのだ』

『申上げようと思はずと、繩取りの役人が首枷をこね上げるものですから、口が利かれませんでした。誰もゐないところで打明けたところを申上げたいと思ひます』

そこで縣の獄へ引渡させて、其處で調べさせると始めて事情が判つた。都虞侯の韓某

をはじめ數十人の賄賂を取つたものと、彼の四盜とが、何れも處刑され、四貧民は命を助かるを得た。

巡捕根性を欺す

鄭克曰く、巡捕の吏なるものは、盜を見逃して良民を縛し、それで命令を奉じた貌をするのがある。又盜を取逃して良民を縛しそれで責任を塞ぐのがある、又盜を求めて得ない爲に良民を縛して恩賞に有り付かうとするのがある。斯ういふ者どもが獄吏と共謀して悪い事をした日には、どれだけ多くの冤罪を作るか知れない。これを防ぎ得るのは、獄を聽く者が鋭く裏面をも洞察する事のみである。孔循が例は、捕吏が盜を見逃して良民を捕へて命に應ずるといふ場合であつた。次の數項は盜を取逃し責任塞ぎに良民を捕へた例と、恩賞に與らん爲に良民を捕へた例とである。

間に合せの犯人

范正辭が江南の轉運副使だつた頃、饒州に盜賊團があつて、頻りに富豪を襲つて掠奪した。酷しくその逮捕を命ずると忽ち十四人を召捕つた。審理かたの如く終つて既に死

間に合せの犯人

刑にならうとするところへ、范が管内視察でやつて来た。そして眞實の犯人であるまいと看破り、外の縣へやつて審理させた。その内に、眞の賊團の隠れ場を密告した者があつた。取り敢へず監軍へ逮捕を命ずると、その一隊が到着する前に、賊は早くもその場を逃げてゐた。范は言ひ甲斐なき部下ばかりだと腹を立てたが、自ら急追して賊を捕へた。

申譯に捕へてあつた十四人は、忽ち釋放さるゝを得た。

捕吏の悪策

少師趙積が益州路の轉運使であつた時、邛州の蒲江縣で強盜が横行するので逮捕を促すが、容易に押へられない。

そこで役人どもが相談して、數十人の人民を引捕へ、散々拷問にかけて盜賊だといはしめ、一々その陳述が辻褄が合ふやうに定めてから、判決を乞うた。作り上げであるから疑ふ餘地もなく進行したが、そこへ趙積が來合せて、自ら縣獄に赴いて調べた結果、

犯人製造

全部俄作りの偽犯人であることが判明した。

樞密院の薛向が河北の刑獄の提點であつた時、武強縣で人を殺した盜賊を捕へたが、縣の尉がそれを取逃した。そこで身代りに良民を捕へて、犯人に仕立て、盗んだ品物とその陳述とも一致するに仕組んで置いた。

薛向が親ら訊問して、さういふのはやり直したので、一旦死刑に定められてゐた者が六人まで釋放された。

美人の惨殺

唐の劉崇龜が南海を鎮めてゐた頃、或る大商人の息子で頗る好男子なのが、大江の岸に船をつけて眺めてゐると、或る門の内に一人の美人が立つてゐた。別に羞ぢて隠るゝ様子もないので、青年は戯に、

「今夜行つても宜いんですか」といふと、怒らないどころか嬌然と笑つて見せた。青年は有頂天になつて、その夜忍び寄つて見ると扉があいて居る。待つてゐるのかと進み入

美人と紅顔
の美少年

美人の惨殺

一九九

るとそこには意外の事件が待つてゐた。

美人が扉を披いて青年を待つてゐると。お先に賊が其處から侵入した。そして奥へ進んで目星しい物を手搜りに搜つてゐると、美人は青年が来たものと思つて、いそ／＼と手を取りに來た。盜賊の方では誰か捕へに來たと思つたから、用意の刀で刺殺すと、そのまゝ刀を捨て、逃げ出した。

青年はそれとは知らず後から忍び込んだ。そして血にすべつてストーンと轉んだ。驚いて四邊を手さぐりすると、正しく屍骸が横つてゐる。彼は魂も身に添はず、一散に逃げ出して船に歸ると、夜明を待たずともしよ縄を解いて逃げてしまつた。

夜が明けて美人の家では大騒ぎとなつた。血のついた足跡を辿ると船着きへ來た。その邊の人に聞くと、昨夜誰某の船が不時に出て行つたといふ事が判つた。そこで官に訴へて追跡してもらつたから、青年は容易に捕縛された。拷問にかけて見ると、その夜の事情を詳かに申述べたが、然し人を殺した事だけは自分が知らぬところだと言ひ張る。劉崇龜がその場に捨て、あつた刀を取り寄せて見ると、それは正しく屠獸者の用ひるものである。それを見て劉は考へた。早速命令を下して、

忍び寄つた
は屍骸

屠殺の競技
大會

『來る何日本官は地方の屠獸者を集めて屠殺の状況を視察すべし』と布告した。

多勢の屠獸者が集まつて競技のやうに屠り殺した。日暮になつて退散する時、各自に使用の刀を残し置かせた。そして明日取りに來いと命じて置いた。さう命じて置いて多くの刀の中に、美人殺しに用ひた刀を密かに混ぜ入れて置いた。

翌日になるとぞろ／＼と刀を受取りに來て各自自分の物を持つて行つた。そこには彼の問題の刀が一つ残つた。そこへ後れ馳に來た屠者が、『これは私ではありません』と言ひ出した。

『ではこれは誰のか知つてゐるか』

『知つてゐますとも、これは誰某のです』

刀の持主は直ちに判明した、即時に捕手を差向けると、その男は早くも逃げてゐた。自分が現場で捨て、來た刀が多くの中に入れてあるのを見て、これは釣られるのだと賊も氣付いて逃げたのである。

劉はそれならばといふので、或る死刑囚を夜分に引出して、例の商人の子だと言ひ觸らして斬らせた。逃げた賊は安心して歸つて來た。直ちに捕へて刑に處した。

美人の惨殺

第一策第二

彼の青年は夜間に人の家へ恣に立入つたといふ廉で、背を杖で叩かれるだけで済んだ。

自白を信せず眞を得

後魏の司馬悦が豫州の刺史たる時、上蔡に董毛奴といふ者があつて、錢五千を携へて外出したが途中で殺された。

世間でその下手人は張提だらうと噂する者があつた。ともかくもその家を調べて見ると、恰も錢五千を藏してゐた。張は拷問されるのが恐ろしくて、早速自分がした事だと偽の白状をしてしまつた。

刺史司馬悦はこれを信じなかつた。被害者毛奴の兄を喚出して、

「途上に人を殺して金を取るといふ場合には、必ず狼狽してゐる筈だ、さういふ時は何か現場に落し物をして行くのだが、何か遺留品は見當らなかつたか」と訊ねた。兄は、

「實は刀の鞘がありました」と差出した。

その鞘を州内の刀匠に見せると、郭門といふものが、

犯罪現場に
必ず遺留品
あるべし

「これは私が作つて昨年董及祖に賣つたものです」と證言した。

犯人は直ちに捕へられた。

驢馬に教へらる

唐の張文成は河陽の尉であつた。或者が驢馬に面掛おもかけや鞍をつけたまゝ盗まれた。官は非常に嚴重に犯人を捜しはじめた。

犯人は發覺を恐れて、夜半に驢馬を追ひ放つた。その時鞍だけは取つて置いた。それを聞くと張は喜んで飼主を呼び、

「今夜秣まきを與へてはいけないぞ、何もやらないで轡を取つて追放して見ろ」と命じた。飼主がその通りすると、腹の空いた驢は正直に今まで數日間食せてもらつた盗人の宅へこのこゝと出かけて行つた。

鞍はその積草の下に隠してあつた。

鄭克曰く、管仲が道に迷つて、老馬を解き放ち道を習つたと似た話である。顧憲之が

驢馬に教へらる

腹が空いて
昨夜の宿へ

水を探つて銀を得

牛にまかせて主を捜したのもこれである。

二〇四

水を探つて銀を得

唐の閻濟美が江南を治めてゐた頃、或る商人が舟を雇つて貨物を運ぶのに、銀十錠を密かに荷物の間に忍ばせた。船夫がそれを見てゐたから、商人が陸へ上つて留守に、その銀を引出して、舟を繋いでる所の川へ沈めてしまつた。

その夜船はそこを出て或る番所まで来ると荷物の検査を受ける。そこで商人は銀を抜き取られた事に氣付いた。船夫より外に怪しい奴は無いので捕へて官へ突出した。

濟美は又船乗の例の手段だと思つて、

「昨日は何處へ船をつないだか」と問ふと、商人は、それは斯々の處だと答へた。そこで武士と嫌疑者の船夫とを同地へ派遣することにした。その時密かに武士に教へて、「きつと水に沈めてゐるに相違ないから、鈎かぎを引かせて見ろ」といつた。

昨日の船着きに行つて鈎を入れると、そつくりそのまま銀は揚つて來た。船夫は忽ち

悪船頭の慣
手段

恐れ入つてしまつた。

過失を罪する深し

宋の劉毅が姑熟を治めてゐる頃、何承天かしようてんは行軍參軍であつた。

或日劉が外出すると、小役人の陳滿といふのが鳥を射てゐて、誤つて劉おに中ちゆうてた。傷は出来なかつたが、長官を射たので斬に處せらるゝことになつた。

その時何承天は異議を唱へた。

「昔漢の文帝の乗輿の馬を驚かした者があつた時、驚かす所存でやつたのでないことが明かになつて罰金で事済となつた。天子の乗輿といふ重大なものに對しても、罪を犯す心がなかつたと判れば、重刑に處しなかつたものである。今陳滿が本心は鳥を射るのであつて人を射るつもりでなかつた。法律では過失で人を傷けたものは禁錮三年と定つてゐる。況して今度のは傷けもしなかつたのだ、斬るどころか罰金で充分だ」

天子の乗輿
を驚かす

過失を罪する深し

二〇五

御料地の密獵

魏の高柔が廷尉だつた頃、獵法をやかましく定めてあつたが、劉龜といふものが密かに御料地の兎を射て取つた。功曹の張京がこの事を申出た。

帝は告發者の名をいはず、劉を捕へて獄に下した。高柔は之を知つて上表して、告發者の名を訊ねた。帝は怒つて、

兎を取つて
死刑

『御料地で密獵した劉龜を取押へて獄に下したのだ、劉龜は死刑にならねばならぬ。今更告發者の名を聞いて何になる。朕は無暗に人を捕へさせたのでは無い』といつた。高は、

『廷尉といふ役は天下の至公至平を保つ役でござりまするぞ、至尊の御喜びとか御怒りとかいふやうなことで、法律を濫る事は出来ませぬ』と恐れもせず奏した。

帝も意解けて、張京が告發者なることを示した。それを聞いてから高柔はそれで訊問して罪を定めた。

鄭克曰く。誣告といふ事があるから、告發者の名を秘する事は出来ない。高柔はよく法を守つた。魏の游肇が廷尉だつた時、帝が或事件について、特に見逃してやれといふ勅を下した。その時、游は、

『陛下は御自分でお許しになるのは御勝手でござりませう、然し陛下は私に曲筆せよとお命じになることは出来ませぬ』と峻拒した。

法を取る人が皆、曲筆して有罪を見逃がす事なく、又法を濫用して無辜を陥るゝ事もなかつたら、必ず人心に合つた明法官と稱へらるゝであらう。

58
21

昭和三年九月十五日印刷
昭和三年九月二十日發行

定價金貳圓

支那大盜傳

著者

澁川玄耳

發行者

麴町區飯田町二ノ五〇
松岡虎王磨

印刷所

麴町區飯田町二ノ五〇
京華社印刷所

發行所

麴町區飯田町二ノ五〇
振替東京五四三三五番

白永社書房

發賣所

麴町區飯田町二ノ三
振替東京六二四八七番

資文堂書店

著遺生先耳玄川澁
譯各の著名那支

◆支那仙人傳
四六判クローズ装 定價貳圓參拾錢
函入頗る美本 送料十二錢

支那人にとつて神仙は實に唯一の理想的人物である。彼等は常に神仙たらんことを願つてゐる。然らば神仙とは果して何か、彼等のいふ不老不死の仙薬とは何か、即ち仙人の正體此の一書に在り。

◆支那閨房秘志
四六判クローズ装 定價金貳圓
函入特製美本 送料十二錢

支那人ほどエロチックな國民は他にない。従つて支那人ほど閨房に關する著書を持つ國民は他にない。本書は其の情史中の情史を邦語に譯したものである。

◆支那游侠傳
四六判クローズ装 定價金貳圓
函入特製美本 送料十一錢

侠客なるもの元を糺せば支那が元祖であらう。然かも日本物よりも規模が壯大で、大武將の風格を持つて居る所、興味津々として到底日本物の比でない。一讀を蘆む。

◆支那大盜傳
四六判クローズ装 定價金貳圓
函入特製美本 送料十二錢

何事にも大陸的な大仕掛なところに支那の支那たる特徴がある。今は馬賊といふ泥棒が多いがその昔の支那の大盜には、實に一讀溜飲の下る底のものがある。

◆支那興亡志
四六判クローズ装 定價金貳圓
函入特製美本 送料十二錢

興亡極まりないのは支那である。現代でもさうであるが、往時の支那のそれは實に且に燕を迎へ夕に秦を迎へるといふ調子であつた。従つて史家の興趣は津々と盡きない。

江原小彌太・中西伊之助共著

人生論十二講

四六版洋装金文字
五百十二頁
定價貳圓五十錢
送料十二錢

人生の何者たるかを稽へずして生きることは、恰も何等の目的を知らずして道を往くに等しい。その愚や思ふべきである。併し、それを稽へ究めることは、到底凡夫の一朝一夕になし得るところではない。千古の大聖釋尊の叡智を以てしても、尙且つ「四十年未見眞實」と嘆じたではないか。然らば凡夫は果して何によつて此の深々たる洞窟に人生の眞理を採つたならばよいであらうか？ 他なし、先聖先哲の驥尾に附すに——。先人の流血刻苦の歩みは、容易に後人を眞理の殿堂に導くのである。本書は即ちキリスト以下世界十二聖哲の人生觀を、何人にも解り易く講述したものである。人生を知らんとする人は、自から思索する前に、先づ本書を繙け。眞理の扉は必ずや眼前に展けるであらう。

本書内容

第一講、基督。第二講、老子。第三講、シヨツペンハウエル。第四講、トルストイ。第五講、カールライル第七講、釋迦。第八講、エマーソン。第九講、マホメット。第十講、ニイチエ。第十一講、親鸞。第十二講、日蓮

58
21

松村巨湫氏編

現代俳句表現辭典

三六版總クローソス
七百五十頁餘
定價金參圓
送料十二錢

本書は「表現」「用語」「季語」の三大部門の綜合組織からなつた俳書として従來の刊行物に嘗つてない獨特の一新機軸を開いたもので、俳句によつて表現しようとする思想を如何に纏め、如何なる具合に描き出せばよいかといふ實際問題に明確なる解決を與へ、表現すべき凱切なる言葉を教へる點に於て「ほん」とに役立つ、便利重寶な作法書」であると同時に、季語の一語／＼に四五の例句を添へた「歳事記例句選」ともいふべきもので、眞に出版界の驚異すべき特異の編著である。

本書目次概要

〔現代俳句「表現」辭典〕▼五十音順に排列したる檢索頭語、例へば（あいなけれ、あえか、閑伽、茜廣ぐる茜深しも……の如し）約一千五百三十語▼修辭—感動詞—助動詞—接頭語—接尾語—形容詞—動詞—形容動詞—描寫詞—名詞—口語法—字餘り—延語—疊語法—省略法—句法……等分類したる多數の修辭上の引例がある。現代俳句「用語」辭典▼時令—天象—地象—動物—植物—田園—家屋—生活—人事—人倫—こゝろ—感情—感覺—乗りもの—雜—旅……の多數の用語と例句が多數擧げてある。現代俳句「季語」辭典▼春—夏—秋—冬—新年……に關する季語と例句が多數に擧げてあり、且つ従來の歳事記の缺陷を補つたところに、本編の最大特色がある。

此本一冊あれば、建築技師を一人雇つたと同じです。

家を建てる人の爲に

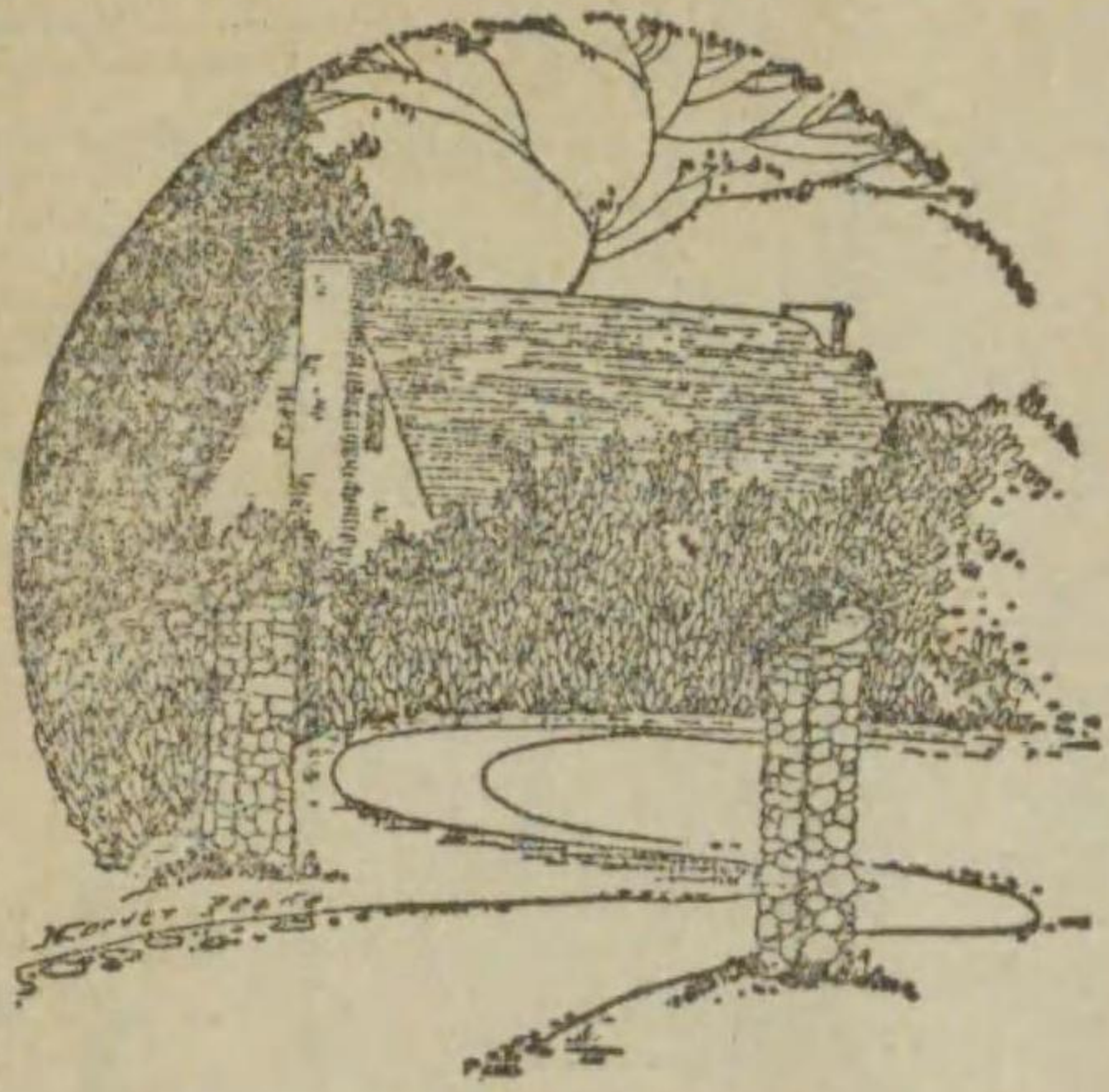
附 和洋住宅の實例

工學士 山田醇著 並に裝幀

理想的建築の相談相手

菊判天金洋裝特製
口繪三色版寫眞版六
十一葉、扉四十九
圖住宅實例二十八圖
定價金五圓也
送料貳拾七錢

すが眞に具體的に參考となるものは稀であります。本書は保健的住宅建築の實際家であり權威である著者が、親しく歐米の建築を視察した結果、我國の如き寒暑の差甚しく風雨強く濕氣深く且つ地震と火事の多い處には、如何なる建築が理想的であるか、又我々の現代生活には如何なる住宅が最も適應して居るかに就いて、永い間の研究と實驗とを詳述し殊に素人の心得て置くべき建築の心得に就いて懇切に説明し、且つ歐米住宅と其内部の代表的寫眞と著者が多年苦心の結果考案せる大小住宅數十種と其内外部の新工風とを發表して居る事は實に本書の最大特色で世上一般の類書と同一視する事の出來ぬものであります。特に敷地の選定、家相、方位、門や井戸の位置、間取り、建築費と設計料、建築家と受負人の事に關しては詳細に記述され、受負人の好手段等にかゝらぬ様注意せられて居る。住宅と保健については、著者獨特の研究によつて裨益せらるゝ所が多からうと思ひます。



58
21

2629

澁川玄耳氏著

文字書道

四六版洋裝特製
定價貳圓五拾錢
送料十二錢

書道の上達法は「たゞ熱心に絶えず練習することだ」と唐の張旭といふ人はいつてゐる。全く練習に越した上達法はないのであるが、併し、練習するには必ず良い手本を選ばなければならぬ。そして、自分の好きな書體、自分に適した書體を見出して、自己の技能を育て、行かなければ、到底自己の文字を完成した域にまで到達せしめることは出来ない。本書は即ち漢字の起源、造字法等から歴代の變遷、即ち、秦、漢、三國時代、六朝、唐、宋、元、明、清に至るまでの文字を詳説し、數十葉の宅本を寫眞版として添へたもので、書道に志あるもの、及び書道に興味を有するもの、必ず一讀すべき書道の最高基礎的權威書である。本書を見ずして書道を云々するは滑稽なり、附録として書家傳が添へてある。

次 目 容 内

- ▲漢字は象形文字か▲漢字の特徴▲漢字と支那語▲漢字の創造▲漢字の造字法▲象形文字
- ▲繪畫文字▲六書の解説▲漢字の變遷▲秦以前の書▲金文鐘鼎の款識▲貨幣文字▲印章文字
- ▲石文▲僞石刻▲石鼓文▲漢字の整理▲秦代の文字▲三國時代の文字▲六朝時代▲王羲之
- ▲南北諸派論▲蘭亭傳説▲唐代の文字▲宋、元、明の文字▲清氏の文字▲主要碑目▲書清
- ▲執筆▲用筆▲永字八法▲永字八法變化七十二例▲結構▲三十六條結構の法▲習字法▲少數の字を熟練せよ……以下略

58
21

582

218



